

第5章 議会運営に関する諸例規

議会運営に関する諸例規

1	宜野湾市議会議員定数条例	436
2	宜野湾市議会の定例会の回数を定める条例	436
3	宜野湾市議会の定例会の招集時期を定める規則	436
4	宜野湾市議会会議規則	437
5	宜野湾市議会委員会条例	458
6	宜野湾市議会政務調査費の交付に関する条例	465
7	宜野湾市議会政務調査費の交付に関する規則	472
8	宜野湾市議会傍聴規則	483
9	専決事項の指定について	485
10	宜野湾市議会事務局設置条例	486
11	宜野湾市議会広報紙発行規程	487
12	宜野湾市議会図書室規程	488
13	宜野湾市議会議員章規程	491
14	倉浜衛生施設組合格約	492
15	中部広域市町村圏事務組合格約	496

条例、規則、規程等

1 宜野湾市議会議員定数条例 （平成14年12月6日） （条例第38号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、宜野湾市議会の議員の定数は、30人とする。

附 則

- 1 この条例は、平成15年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。
- 2 宜野湾市議会の議員の定数を減少する条例（昭和52年宜野湾市条例第12号）は、廃止する。

2 宜野湾市議会の定例会の回数を定める条例 （昭和47年3月28日） （条例第3号）

宜野湾市議会定例会条例（1948年条例第3号）の全部を改正する。
宜野湾市議会の定例会の回数は、年4回とする。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

3 宜野湾市議会の定例会の招集時期を定める規則 （昭和47年5月11日） （規則第2号）

市議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集するのを常例とする。

附 則

この規則は、昭和47年5月15日から施行する。

4 宜野湾市議会会議規則

(昭和47年4月28日)
(議会規則第1号)

改正 平成3年9月20日 議会規則第2号
平成14年9月2日 議会規則第1号

目次

第1章 会議	438
第1節 総則（第1条～第12条）	438
第2節 議案及び動議（第13条～第18条）	439
第3節 議事日程（第19条～第23条）	440
第4節 選挙（第24条～第32条）	440
第5節 議事（第33条～第46条）	441
第6節 秘密会（第47条・第48条）	443
第7節 発言（第49条～第64条）	443
第8節 表決（第65条～第75条）	445
第9節 会議録（第76条～第79条）	447
第2章 委員会	448
第1節 総則（第80条～第84条）	448
第2節 審査（第85条～第101条）	448
第3節 秘密会（第102条～103条）	450
第4節 発言（第104条～第115条）	450
第5節 委員長及び副委員長の互選（第116条・第117条）	452
第6節 表決（第118条～第128条）	452
第7節 削除	
第3章 請願（第133条～第139条）	454
第4章 辞職及び資格の決定（第140条～第144条）	455
第5章 規律（第145条～第153条）	455
第6章 懲罰（第154条～第159条）	456
第7章 議員の派遣（第160条）	457
第8章 補則（第161条）	457
附則	457

第1章 会議

第1節 総則

(参集)

第1条 議員は招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後あらたに選挙された議員の議席は議長が定める。

3 議長は必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 議長は必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし出席議員3人以上から異議あるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第9条 市の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は議決で休会とすることができる。

- 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は何人も議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもつて行う。

第2節 議案及び動議

（議案の提出）

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけ、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（先決動議の表決順序）

第17条 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いなくて会議にはかつて議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、またその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事が終わったときは、議長は散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長はその旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は第24条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もれの有無を確かめなければならない。

2 議長は職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第28条 議員は職員の点呼に応じて順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票もれの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第135条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞く、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明又は委員会の付託は、討論を用いなくて、会議にはかつて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議にはかつて省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終つたとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第40条 議員は委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第41条 議長は、前条の質疑が終つたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第42条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終らなかったときは、その事件は、第37条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

（委員会の中間報告）

第44条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会はその審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは中間報告をすることができる。

（再付託）

第45条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

（議事の継続）

第46条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

（指定者以外の者の退場）

第47条 秘密会を開く議決があったときは、議長は傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第48条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

第7節 発言

（発言の許可等）

第49条 発言はすべて議長の許可を得た後、議席でしなければならない。

（発言の要求）

第50条 会議において発言しようとする者は、起立して議長と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

（討論の方法）

第51条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を

なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第52条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終つた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第53条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当っては、自己の意見を述べるすることができない。

(質疑の回数)

第54条 質疑は同一議員につき、同一議題について2回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第55条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議事進行に関する発言)

第56条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第57条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第58条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は討論を用いないで会議にはかつて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第59条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第60条 議員は市の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第61条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議にはからなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第62条 質問については、第54条(質疑の回数)及び第58条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第63条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第64条 市長その他の関係機関が質疑及び質問に対し、直ちに答弁がしがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布にかえることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第65条 議長は、議決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第66条 表決の際議場にいない議員は表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第67条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第68条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の

多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は記名又は、無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第69条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第70条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第71条 無記名投票を行う場合には問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第28条(投票)第29条(投票の終了)第30条(開票及び投票の効力)第31条第1項(選挙結果の報告)及び第32条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第73条 議員は自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表

決の順序については出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い
ないで会議にはかって決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第76条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席したものの職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記することを原則とする。ただし、必要な事由があるときは、要点筆
記によることができる。

(会議録の配布)

第77条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布することができる。

(会議録に掲載しない事項)

第78条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言及び第
63条(発言の取り消し又は訂正)の規定により取り消した発言は掲載しない。

(会議録署名議員)

第79条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第80条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第81条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第82条 委員会は議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第83条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第84条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は休憩又は散会を宣告する。

第2節 審査

(議題の宣告)

第85条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第86条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第87条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第88条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行ふを例とする。

(先決動議の表決順序)

第89条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(動議の撤回)

第90条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第91条 委員が修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第92条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第93条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第94条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第95条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条の2第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第96条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第97条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第98条 委員は、委員会において少数で廃案された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合については、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第99条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第100条 委員会は、事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第101条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認められるときは、その理由を附け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第102条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第103条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第104条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第105条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第106条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第107条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときはその許否を決める。

(委員長の発言)

第108条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第109条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議事進行に関する発言)

第110条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第111条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第112条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第113条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第114条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第115条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第116条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

- 2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。
- 3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。
- 4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。
- 5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。
- 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第117条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第118条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第119条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第120条 表決には条件をつけることができない。

(起立による表決)

第121条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第122条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、

記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長はいずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第123条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第124条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第125条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、及び第31条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第126条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第127条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第128条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第7節 削除

第129条から第132条まで 削除

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第133条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穏になさなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第134条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第135条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第136条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第137条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見をつけ議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
 - (2) 不採択すべきもの
- 2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第138条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したのものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第139条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第140条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつて許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第141条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第142条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第143条 前条の要求については、議会は、第36条第2項(議案等の説明、質疑及び委員会付託)の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第144条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第145条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第146条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。

(議事妨害の禁止)

第147条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第148条 議員は会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(喫煙)

第149条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第150条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第151条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第152条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第153条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第154条 懲罰の動議は、文書をもつて所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前条の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条(秘密の保持)第2項又は第103条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第155条 懲罰については、議会は、第36条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(戒告又は陳謝の方法)

第156条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。
(出席停止の期間)

第157条 出席停止は、5日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。
(出席停止期間中出席したときの処置)

第158条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員は、直ちに退去を命じなければならない。
(懲罰の宣言)

第159条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第160条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第8章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第161条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決定する。

附 則

この規則は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (平成3年9月20日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月2日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

5 宜野湾市議会委員会条例

(昭和47年4月28日)
条 例 第 51 号

改正 昭和49年7月1日条例第19号 平成7年6月9日条例第11号
昭和52年12月13日条例第20号 平成8年5月10日条例第5号
昭和53年6月29日条例第17号 平成11年9月17日条例第21号
昭和62年3月27日条例第15号 平成12年3月7日条例第1号
平成3年9月20日条例第21号 平成14年3月1日条例第6号
平成4年6月11日条例第18号 平成14年6月7日条例第19号

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会

総務部、企画部、基地政策部、消防本部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項

(2) 経済民生教育常任委員会

市民経済部、福祉保健部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項

(3) 建設常任委員会

建設部及び水道局の所管に属する事項

2 常任委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

総務常任委員会 10人

経済民生教育常任委員会 10人

建設常任委員会 10人

一部改正〔昭和52年条例20号・53年17号・62年15号・平成4年18号・7年11号・8年5号・11年21号・14年6号・19号〕

(常任委員の任期)

第3条 常任委員会の委員の任期は、議員の任期による。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は10人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

追加〔平成3年条例21号〕

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

追加[平成3年条例21号]

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

一部改正[平成3年条例21号]

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は議長が会議にはかつて指名する。

2 議長は常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。

一部改正[平成3年条例21号]

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

一部改正[平成3年条例21号]

(委員長及び副委員長がともないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

一部改正[昭和62年条例15号・平成3年21号]

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

一部改正[平成3年条例21号]

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

一部改正[昭和62年条例15号・平成3年21号]

(委員長、副委員長の辞任)

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

一部改正[平成3年条例21号]

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第13条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

一部改正[昭和62年条例15号・平成3年21号]

(招集)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

一部改正[平成3年条例21号]

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

一部改正[平成3年条例21号]

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることはできない。

一部改正[平成3年条例21号]

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

一部改正[平成3年条例21号]

(傍聴の取扱)

第18条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

一部改正[平成3年条例21号]

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

- 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかつて決める。

一部改正[平成3年条例21号]

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

一部改正[平成3年条例21号・12年1号]

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法（昭和20年法律第67号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

一部改正[平成3年条例21号]

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見をきこうとする案件その他必要な事項を公示する。

一部改正[平成3年条例21号]

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

一部改正[平成3年条例21号]

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

追加[平成3年条例21号]

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

追加[平成3年条例21号]

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

追加[平成3年条例21号]

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

追加[平成3年条例21号]

(参考人)

第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び第27条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

追加[平成3年条例21号]

(記録)

第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は議長が保管する。

一部改正[平成3年条例21号]

(会議規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

一部改正[平成3年条例21号]

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則（昭和49年7月1日条例第19号）

この条例は、昭和49年9月28日から施行する。

附 則（昭和52年12月13日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年6月29日条例第17号）

この条例は、昭和53年9月28日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日条例第15号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月20日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年6月11日条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、旧総務常任委員会及び旧建設常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ新常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の宜野湾市議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）第2条第1項第1号に規定する常任委員会で審査中の事件は、この条例による改正後の委員会条例第2条第1項第3号の規定により当該事件を所管することになる常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則（平成7年6月9日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年5月10日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、旧総務常任委員会及び旧建設常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、新常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の宜野湾市議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）第2条に規定する常任委員会で審査又は調査中の事件は、この条例による改正後の委員会条例第2条の規定により当該事件を所管することになる常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則（平成11年9月17日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月7日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月1日条例第6号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月7日条例第19号）

この条例は、平成14年9月28日から施行する。

6 宜野湾市議会政務調査費の交付に関する条例 （平成13年3月8日） （条例第1号）

改正 平成14年3月11日 条例第10号
平成14年6月13日 条例第20号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治体（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、宜野湾市議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（議会内に結成された議員2人以上の同志的集合体で、議長が結成届を受理したものをいう。以下同じ。）又は議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正 [平成14年条例20号]

（交付対象）

第2条 政務調査費は、議会における会派（以下「会派」という。）及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「無所属議員」という。）に対して交付する。

（交付の方法）

第3条 政務調査費は、会計年度の半期ごとに交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 政務調査費は、交付月の25日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に交付する。

（会派に対する政務調査費）

第4条 会派に対する政務調査費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額10,000円を乗じた額を交付する。

2 一半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

4 政務調査費の交付を受けた会派が、一半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定

した政務調査費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は、当該上回る額を還しなければならない。

- 5 政務調査費の交付を受けた会派が、一半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

一部改正[平成14年条例10号]

（無所属議員に対する政務調査費）

第5条 無所属議員に対する政務調査費は、基準日に在職する無所属議員に対して、月額10,000円を交付する。

- 2 一半期の途中において新たに無所属議員となった者に対しては、無所属議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。
- 3 基準日において無所属議員が辞職、失職、除名若しくは死亡若しくは議会の解散又は新たに会派に所属することになったことにより無所属議員でなくなったときは、当月分の政務調査費は交付しない。
- 4 政務調査費の交付を受けた無所属議員が、一半期の途中において無所属議員でなくなったときは、無所属議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

一部改正[平成14年条例10号]

（使途基準）

第6条 会派及び無所属議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び無所属議員は、別記様式第1号又は第2号により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務調査費の交付を受けた会派が解散（議員の任期満了による会派の消滅を含む。）し、又は政務調査費の交付を受けた無所属議員が無所属議員でなくなったとき

(議員の任期が満了した場合を含む。) は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は無所属議員であった者は、解散の日又は無所属議員でなくなった日から15日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第9条 政務調査費の交付を受けた会派又は無所属議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は無所属議員がその年度において市政の調査研究費に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月11日条例第10号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月13日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成14年4月1日から適用する。

別記様式第1号・その1 (第8条関係)

会派に係る政務調査費収支報告

年 月 日

宜野湾市議会議長
殿

会派名 _____

経理責任者名 _____ 印

年度政務調査費収支報告について

宜野湾市議会政務調査費の交付に関する条例第8条第1項に基づき紙のとおり
年度政務調査費収支報告書を提出します。

別記様式第1号・その2 (第8条関係)

会派に係る政務調査費収支報告書

<p>年度政務調査費収支報告書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">会派名 _____</p>		
<p>1 収 入</p> <p style="margin-left: 20px;">政務調査費 _____ 円</p>		
<p>2 支 出 (単位：円)</p>		
科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		
<p>3 残 額 _____ 円</p>		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別記様式第2号・その1（第8条関係）

無所属議員に係る政務調査費収支報告

年 月 日

宜野湾市議会議長
殿

議員名 _____ 印

年度政務調査費収支報告について

宜野湾市議会政務調査費の交付に関する条例第8条第1項に基づき紙のとおり
年度政務調査費収支報告書を提出します。

別記様式第2号・その2（第8条関係）

無所属議員に係る政務調査費収支報告書

<p>年度政務調査費収支報告書</p> <p style="text-align: right;">議員名 _____</p>		
<p>1 収 入</p> <p style="padding-left: 20px;">政務調査費 _____ 円</p>		
<p>2 支 出 (単位：円)</p>		
科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		
<p>3 残 額 _____ 円</p>		

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

7 宜野湾市議会政務調査費の交付に関する規則 （平成13年3月30日 規則第12号）

（趣旨）

第1条 この規則は、宜野湾市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年宜野湾市条例第1号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務調査費について必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第2条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第1号により政務調査費申請書を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して別記様式第2号により政務調査費交付変更申請書を提出しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けようとする無所属議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第3号により政務調査費交付申請書を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であっては市長に対し、議長を経由して別記様式第4号により会派解散届を提出しなければならない。

（交付決定）

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派及び無所属議員について交付すべき年間分の政務調査費の額を決定し、当該会派の代表者及び無所属議員に別記様式第5号による交付決定通知書により通知するものとする。

（交付請求）

第4条 会派の代表者及び無所属議員は、政務調査費の交付日の15日までに、市長に対し会派に係るものは別記様式第6号、無所属議員に係るものは別記様式第7号により政務調査費交付請求書を提出するものとする。

（使途基準）

第5条 条例第6条に規定する政務調査費の使途基準は、会派に係るものについては別表第1、無所属議員に係るものについては別表第2に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする。

（収支報告書の添付書類）

第6条 条例に規定する収支報告書には、領収書等の証拠書類の写しを添付しなければならない。

（収支報告書の写しの送付）

第7条 議長は、条例第8条1項の規定より提出された収支報告書の写しを市長に送

付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第8条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者又は無所属議員は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

会派に係る政務調査費使途基準

項 目	内 容
研 究 研 修 費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 （会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調 査 旅 費	会派の行う調査研究活動費のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 （交通費、旅費、宿泊費等）
資 料 作 成 費	会派の行う調査研究活動費のために必要な資料の作成に要する経費 （印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資 料 購 入 費	会派の行う調査研究活動費のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広 報 費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費 （広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広 聴 費	会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 （会場費、印刷費、茶菓子代等）
人 件 費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 （事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）
そ の 他 の 経 費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

別表第2（第5条関係）

無所属議員に係る政務調査費使途基準

項 目	内 容
研 究 研 修 費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 （会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調 査 旅 費	会派の行う調査研究活動費のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 （交通費、旅費、宿泊費等）
資 料 作 成 費	会派の行う調査研究活動費のために必要な資料の作成に要する経費 （印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資 料 購 入 費	会派の行う調査研究活動費のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広 報 費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費 （広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広 聴 費	会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 （会場費、印刷費、茶菓子代等）
人 件 費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 （事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）
そ の 他 の 経 費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

別記様式第1号（第2条関係）

会派に係る政務調査費交付申請書

年 月 日

宜野湾市長

殿

（宜野湾市議会議長経由）

会派名 _____

代表者名 _____ 印

政 務 調 査 費 交 付 申 請 書

宜野湾市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名（ 月1日現在）
- 6 交付申請額（平成 年度分） 円

別記様式第2号（第2条関係）

会派に係る政務調査費交付変更申請書

年 月 日

宜野湾市長

殿

（宜野湾市議会議長経由）

会派名 _____

代表者名 _____ 印

政 務 調 査 費 交 付 変 更 申 請 書

宜野湾市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異 動 年 月 日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額（平成 年度分）	円	円	

別記様式第3号（第2条関係）

無所属議員に係る政務調査費交付申請書

年 月 日

宜野湾市長

殿

（宜野湾市議会議長経由）

議員名 _____ 印

政 務 調 査 費 交 付 申 請 書

宜野湾市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額（平成 年度分） 円

別記様式第4号（第2条関係）

市長に対する会派解散届

年 月 日

宜野湾市長

殿

（宜野湾市議会議長経由）

会派名 _____

代表者名 _____ 印

会 派 解 散 届

宜野湾市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

別記様式第5号（第3条関係）

会派及び無所属議員に対する政務調査費交付決定通知書

宜 第 号
年 月 日

殿

宜野湾市長

印

政 務 調 査 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日申請のあった政務調査費の交付について下記のとおり決定したので、宜野湾市議会政務調査費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 平成 年度政務調査費交付決定額（年額） 円

別記様式第6号（第4条関係）

会派に係る政務調査費交付請求書

年 月 日

宜野湾市長

殿

会派名 _____

代表者名 _____ 印

政 務 調 査 費 交 付 申 請 者

宜野湾市議会政務調査費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 金 円
但し、 年 月分～ 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 名

別記様式第7号（第4条関係）

会派に係る政務調査費交付請求書

年 月 日

宜野湾市長

殿

議員名 _____ 印

政 務 調 査 費 交 付 請 求 者

宜野湾市議会政務調査費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 金 円
但し、 年 月分～ 月分

8 宜野湾市議会傍聴規則

(昭和47年6月5日)
(議会規則第2号)

改正 平成3年9月20日 議会規則第1号

宜野湾市議会傍聴人取締規則 (1948年9月15日)
(規則第2号) の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴人の取締について必要な事項を定め、議会の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の届出)

第3条 一般席で傍聴しようとする者は自己の住所氏名及び年令を届け出なければならない。

2 報道関係者席で傍聴しようとする者はあらかじめ議長に届けなければならない。ただし、1社につき2人をこえることができない。

(傍聴券)

第4条 議長は、必要と認めるときは、傍聴券を発行することができる。

2 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は、傍聴することができない。

(傍聴人の数の制限)

第5条 議長は、取締のため必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(議場入場の禁止)

第6条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。

(傍聴の禁止)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 凶器又は危険のおそれのある器物を持っている者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを持っている者

2 年令12才未満の者は、特に許可をうけた場合を除くほか、傍聴することができない。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 異様な服装をしないこと。
- (2) 帽子、首巻等を着用しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (5) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (6) その他会議の品位を傷つけると認められるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(退場命令)

第10条 議長は、秘密会を開くとき及びこの規則に違反し、議場の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずるものとする。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年9月20日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

9 専決事項の指定について

(昭和63年3月14日)
(告 示 第 21 号)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により次の事項については、これを長において専決処分することができるものとする。

沖縄県市町村総合事務組合の加入市町村及び一部事務組合の増減並びに名称の変更について

10 宜野湾市議会事務局設置条例

(昭和49年10月21日)
(条 例 第 29 号)

宜野湾市議会事務局設置条例（1963年条例第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法第138条第2項の規定により、宜野湾市議会に事務局を置く。

（職員の定数）

第2条 事務局職員の定数は、宜野湾市職員定数条例（昭和47年条例第48号）の定めるところによる。

（委任）

第3条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

11 宜野湾市議会広報紙発行規程

(平成6年8月10日)
(議会訓令第1号)

(趣旨)

第1条 市議会の活動を市民に報道し、市議会と市民の意思の疎通を図るため、宜野湾市議会広報紙を発行するものとする。

(名称)

第2条 宜野湾市議会広報紙の名称は「ぎのわん市議会だより」(以下「市議会だより」という。)と称する。

(掲載事項)

第3条 市議会だよりは、おおむね次の事項を掲載する。

- (1) 市議会及び市議会の諸会議に関すること。
- (2) 市議会の構成及び議員の異動に関すること。
- (3) 市議会の諸行事に関すること。
- (4) その他必要と認めたこと。

(発行時期)

第4条 市議会だよりは、定例会ごとに発行するものとする。ただし、必要と認める場合は、随時に発行し又は休刊することができる。

(配布)

第5条 市議会だよりは、議長が必要と認める者に無料で配布する。

(供覧)

第6条 市議会だよりは、議会事務局又は必要と認める場所に備え付けて市民の供覧に付するものとする。

(所管)

第7条 市議会だよりの編集及び発行は、議会事務局庶務課が行う。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

12 宜野湾市議会図書室規程

(昭和63年 1月11日)
議会告示第 1号

改正 平成13年 8月13日 議会告示第 1号
平成14年 7月 1日 議会告示第 1号

(設置)

第 1 条 宜野湾市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第17項の規定により、宜野湾市議会事務局内に宜野湾市議会図書室（以下「図書室」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 図書室は、次の図書及び刊行物等（以下「図書」という。）を収集保管し、市議会議員の調査研究に資することをもって目的とする。

- (1) 官報、その他政府刊行物
- (2) 県報、その他県刊行物
- (3) 市議会会議録、その他市議会刊行物
- (4) 市報、その他刊行物
- (5) 地方自治に関する図書、各種の資料及び刊行物
- (6) 前各号のほか、必要と認められる図書、新聞、諸資料、雑誌等及び刊行物

(利用者の範囲)

第 3 条 図書室は、本市議会議員のほか、本市議会関係者及び本市職員に利用させることができる。

(管理)

第 4 条 図書室は、議会議長が管理する。

(閲覧時間)

第 5 条 図書の閲覧時間は、市議会事務局の執務時間とする。

(閲覧)

第 6 条 図書を閲覧しようとする者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 係員に申し出ること。
- (2) 閲覧簿に記入すること。
- (3) 図書室で閲覧すること。
- (4) 閲覧の終わったときは直ちに係員に返納すること。

(貸出)

第 7 条 図書は貸出を行わない。ただし、議長が特に必要があると認めた場合は、次に掲げるものを除くほか、貸出を行うことができる。

(1) 第2条第1号から第4号までの刊行物

(2) 辞書、年鑑及び新聞

(3) 前各号のほか、貸出を行うことが不相当と認められるもの

2 図書の貸出を受けようとするものは、所定の図書貸出簿に必要事項を記入押印のうえ、係員に提出しなければならない。

3 図書の貸出は、一人につき2冊を限度とし、貸出期間は3日以内とする。

4 図書の整理上必要があるときは、貸出期間にかかわらず、図書を返納させることができる。

(転貸禁止)

第8条 借用図書は、転貸してはならない。

(図書の補修)

第9条 借用した図書を汚損又はき損したときは、補修して返納しなければならない。

(図書の返納)

第10条 図書借用者が貸出期間3日を経過しても返納しないときは、返納催促するものとする。

(紛失図書の届出及び弁償)

第11条 図書借用者が紛失その他の事由により貸出期間後3日を経過しても返納できないときには、その旨を届出て、指定する同一の図書又は相当する代価をもって弁償するものとする。

2 前条によって催促しても、なお返納しないときもまた同様とする。

(図書の整理)

第12条 図書の整理は、次の各号による。

(1) 図書は、受入れの年月日順にこれを図書原簿に登録しなければならない。

(2) 標題紙に「宜野湾市議会蔵書印」及び「受入印」を押す。

(3) 受入印には、登録番号及び取得年月日を記入し、図書原簿に記入する。

(4) 寄贈図書は、寄贈図書受入簿に受入れ「寄贈印」を押し、このうち必要なものは、図書原簿に登録して前各号によりこれを整理する。

(新聞等の整理)

第13条 新聞は毎月これを綴込み、翌月の初めにこれを取外して、前月分をまとめて仮製本として保管する。

(在庫の確認)

第14条 年2回定期的に図書の整理を行い、在庫の確認を行う。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 8月13日議会告示第 1号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市議会図書室規程の規定は、平成13年 4月 1日から適用する。

附 則（平成14年 7月 1日議会告示第 1号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市議会図書室規程は、平成14年 4月 1日から適用する。

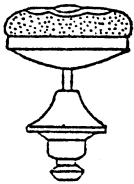
13 宜野湾市議会議員章規程

(昭和63年4月18日)
(議会告示第2号)

第1条 本市議会議員章は、次のとおり全国市議会議長会制定の議員章とする。



表 銀製金張菊10弁捻り模様（直径11ミリ）中央に「市」の字（直径3.7ミリ）を突出し紅紫色ビロード台上に配す。



裏 黄銅制金メッキ「市議会議員章」の文字を表示し、止金を付ける。

第2条 議員章は洋服のときは左えり見返しボタン穴に、和服のときは左胸部の見易いところにつけるものとする。）

第3条 議員章は、就任時1個支給する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

14 倉浜衛生施設組合格約

(昭和49年4月1日)
許 可

変更 昭和50年4月2日許可 昭和51年2月4日許可
昭和52年5月23日許可 昭和57年1月7日許可
平成2年12月21日許可 平成13年3月28日許可

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、倉浜衛生施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、沖縄市・北谷町・宜野湾市（以下「組合市町」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、一般廃棄物処理場の設置並びに管理に関する事務を共同処理する。

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、沖縄市字倉敷152番地倉敷ごみ焼却場内に置く。

第2章 組合の議会

(組合議会の組織)

第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員数は14人とし、各市町の選出区分は次のとおりとする。

沖 縄 市 8人

北 谷 町 2人

宜野湾市 4人

(議員の選挙)

第6条 組合議会の議員は、組合市町の議会において議員の中から選挙する。

2 組合議会議員の選挙を行なうときは、管理者は、その旨を組合市町の長に通知しなければならない。

3 前項の通知があつたときは、組合市町の長は、組合市町の議会の長に対し選挙を行なうよう通知しなければならない。

4 選挙が終つたときは、組合市町の長は、ただちにその結果を管理者に通知しなければならない。

(議員の補欠選挙)

第7条 組合議会の議員に欠員が生じたときは、その組合議員の属している組合市町は、ただちに補欠選挙を行なわなければならない。

2 前項の選挙については、前条の規定を準用する。

(議員の任期)

第8条 組合議会の議員の任期は、組合市町の議会の議員の任期とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合議会の議員が組合市町の議会の議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。

(議長及び副議長の選出)

第9条 組合議会は、組合議会議員の中から議長及び副議長各1人を選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議会議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者)

第10条 組合に管理者をおく。

2 管理者は、組合市町の長が互選する。

3 管理者の任期は、市町長としての任期による。

(副管理者及び収入役)

第11条 組合に副管理者2人及び収入役1人をおく。

2 副管理者は、管理者でない組合市町の長をもつてあてる。

3 収入役は、管理者の属する市町の収入役（以下「市町の収入役」という。）をもつてあてる。

4 副管理者及び収入役の任期は、市町長及び収入役としての任期による。

5 収入役は前項の規定にかかわらず、市町長が管理者でなくなつたときは、その身分を失う。ただし、市町の収入役としての任期中は新管理者が就任するまで、その職務を行なうものとする。

(職務権限)

第12条 管理者は、組合を統轄し及び代表し並びに組合の事務を管理し執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

3 収入役は、組合の出納その他の会計をつかさどる。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人をおく。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議会議員及び知識経験を有する者の中から各々同数を選任する。
- 3 組合議会議員の中から選任された監査委員の任期は、組合議会の議員の任期によるものとし、知識経験を有する者の中から選任された者にあつては、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行なうことを妨げない。
(地方自治法の準用)

第14条 この規約に規定すべき事項でこの規約に定めのないものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）中市町に関する規定を準用する。
(職員)

第15条 組合に史員その他の職員をおく。

- 2 前項の職員は、管理者が任命する。

第4章 組合経費の支弁

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、組合市町の負担金その他の収入をもつてあてる。

- 2 前項の負担金の負担割合は、均等割30パーセント、人口割30パーセント、搬入量割40パーセントとする。
- 3 前項の人口割に用いる人口は、前年度4月1日現在の登録人口とする。
- 4 第2項の搬入量割については、前年のごみ及びし尿搬入量の実績に基づき算出する。

附 則

- 1 この規約は、許可のあつた日から施行する。
- 2 第16条第2項については、昭和51年4月1日から適用する。但し、し尿処理建設負担金については昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年4月2日許可）

この規約は、許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和51年2月4日許可）

この規約は、許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和52年5月23日許可）

この規約は、昭和52年5月23日から施行する。

附 則（昭和57年1月7日許可）

この規約は、沖縄県知事の許可のあつた日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（平成2年12月21日許可）

- 1 この規約は、沖縄県知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 この規約の施行日前に在職する倉浜衛生施設組合の議員、管理者、副管理者及び監査委員は、改正後の規約の相当規定により在職したものとみなす。

附 則（平成13年3月28日許可）

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

15 中部広域市町村圏事務組合格約

(平成元年10月26日
県指令総第946号許可)

改正 平成3年4月1日県指令総第276号許可
平成6年5月12日県指令総第531号許可
平成6年9月16日県指令総第803号許可
平成11年7月30日県指令企第402号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、中部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町村)

第2条 組合は、次の市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。沖縄市、具志川市、石川市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、勝連町、西原町、与那城町、読谷村、北中城村、中城村

(共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。

- (1) 広域市町村圏計画の策定、実施及び連絡調整に関すること。
- (2) 広域交流事業に関すること。
- (3) 広域文化事業に関すること。
- (4) 広域スポーツ事業に関すること。
- (5) 広域観光開発事業に関すること。
- (6) 広域物産展事業に関すること。
- (7) 地域イベント助成事業に関すること。
- (8) 広域研修事業に関すること。
- (9) 地域づくり支援事業に関すること。
- (10) 消防、塵芥・し尿処理事務等の広域化についての調査研究に関すること。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、沖縄市字諸見里1,130番地に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人とする。

2 組合議員は、関係市町村議会の議長をもって充てる。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町村議会の議長の任期によるものとする。
(議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、組合議員のうちから選挙する。
- 3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期によるものとする。

第3章 基金の設置

(基金の設置及び目的)

第8条 組合は、ふるさと市町村圏基金(以下「基金」という。)を設置する。

- 2 基金は、ふるさと市町村圏の振興整備のための事業(ただし、公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。)の推進に資することを目的とする。
- 3 基金は、関係市町村の出資により設置する。

(出資の割合及び額)

第9条 基金の出資の割合は、次のとおりとし、関係市町村(宜野湾市及び西原町を除く。)の出資額は、別表第2のとおりとする。

均等割 30%

人口割 70%

- 2 宜野湾市及び西原町の出資の額は、別表第3のとおりとする。

(基金の処分の制限)

第10条 基金に属する財産のうち、関係市町村からの出資総額に相当する額は、これを処分することは出来ない。

(関係市町村の権利)

第11条 組合を解散する際には、基金に属する財産は出資割合に応じ、各出資市町村に帰属する。

第4章 執行機関

(理事会)

第12条 組合に理事会を置く。

- 2 理事は、関係市町村の長をもつて充てる。
- 3 理事の任期は、関係市町村の長の任期によるものとする。
- 4 理事会に理事長1人及び副理事長2人を置く。
- 5 理事長及副理事長は、理事の互選とする。
- 6 理事長及び副理事長の任期は、理事の任期によるものとする。
- 7 理事長は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。

- 8 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある場合は、あらかじめ定められた順位によりその職務を代理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(収入役)

第13条 組合に収入役を置く。

- 2 収入役は、理事長の属する市町村の収入役をもって充てる。

(監査委員)

第14条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者については組合議員の任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任された者については4年とする。

(事務局)

第15条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は理事会が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

第5章 経費

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国県の補助金、組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項に規定する負担金の負担割合は、次のとおりとする。

均等割 30%

人口割 70%

附 則

この規約は、平成元年11月1日から施行する。

附 則 (平成3年県指令総第276号許可)

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年県指令総第531号許可)

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行し、平成6年1月1日から適用する。

附 則（平成6年県指令総第803号許可）

- 1 この規約は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 組合は、従前の中部地区伝染病隔離病舎組合の権利義務及び財産を承継する。

附 則（平成11年県指令企第402号許可）

この規約は、沖縄県知事の許可があった日から施行する。

別表第1（第3条関係）

共同処理する事務	市 町 村
第3条第1号から第10号までに関する事務	沖 縄 市 具志川市 石 川 市 宜野湾市 北 谷 町 嘉手納町 勝 連 町 西 原 町 与那城町 読 谷 村 北中城村 中 城 村